

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県飯石郡飯南町

### 2 構造改革特別区域の名称

飯南町有害鳥獣被害防止特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

島根県飯石郡飯南町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 概要

本町は、平成17年1月1日に、赤来町・頓原町の2町が合併し誕生した。島根県南部に位置し、神戸川の源流地域であり、また斐伊川や江の川へ注ぐ支流が流れる自然豊かな町である。

地形は、約9割が山林で占められ、急峻で平野部は少ない。

県庁所在地の松江市から、町内までは車で1時間半ほど、最南端の上赤名地区までは更に20分ほどを要する。

総面積は242.84km<sup>2</sup>、東西に32km、南北に32kmとなっている。

本町の農業については、昼夜の寒暖の差という高原地帯の気候を利用して水稻の栽培を中心とした野菜等の施設園芸が行われている状況である。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足により担い手が減少しており、それに伴い遊休農地・荒廃地が増加している。他方、次期の担い手として、地域農業者の合意形成による営農組織が農作業の受委託や協同作付けなどを行うという新しい農業の形態が生まれつつある。また、公共事業の減少等により、新分野進出を目指す建設業等が農業生産法人へと展開し始めている。

#### (2) 有害鳥獣による農業被害の現状

本町では、主に中山間地域において有害鳥獣による農作物への被害が多く、農業生産活動や農業経営に大きな影響を及ぼしている。

特にイノシシ及びタヌキ等の小型動物による被害が甚大であり、その被害は水稻、いも類、野菜、果樹等、農作物全般にわたっている。また、最近では民家周辺の家庭菜園にまで被害が発生している状況にあり、本町の基幹産業でもある農業の振興だけでなく、人的被害を防止する上でも有害鳥獣対策が喫緊の課題となっている。

ただし、タヌキ・アナグマ等の小型動物による統計上の被害額等は正確に把握され

ておらず、実際には、更に多くの被害が発生していると考える。

(表1) 有害鳥獣による農作物被害額 (単位: 千円)

年 度	イノシシ	タヌキ	その他	合 計
H19年度	370	10		380
H20年度	276		26	302
H21年度	250		40	290
H22年度	5,265		260	5,525
合 計	6,161	10	326	6,497

### (3) 有害鳥獣捕獲の現状

本町では、イノシシ、タヌキ等、有害鳥獣の生息数を減少させるため、有害鳥獣捕獲に対する報奨金制度（イノシシは1頭につき10,000円、タヌキは1頭につき2,000円）を設け捕獲を推進しており、捕獲実績は年々増加しているが、依然として適正な生息数の調整にまでは至っていないと思われる。

(表2) 有害鳥獣捕獲頭数 (単位: 頭)

年 度	イノシシ	タヌキ	その他	合 計
H19年度	96	13	24	133
H20年度	171	3	44	218
H21年度	166	63	168	397
H22年度	256	104	83	443
合 計	689	183	319	1,191

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、農業従事者の高齢化、農村の過疎化が進行している状況であり、基盤整備等の条件整備とともに、農地の流動化や新たな担い手の育成・確保などによる効率的な農業の実現が求められている。しかし、近年の有害鳥獣による農作物被害は甚大で「作っても荒らされる」という悪循環のなかで生産意欲の低下とともに耕作地の放棄が進行している大きな要因のひとつとなっている。このことから、農村地域における生活環境の充実や営農の安定化を保持するために捕獲体制の強化を図り、地域経済を担う農林産業の活性化を促進させる取組みとして、有害鳥獣捕獲対策事業は、本町の最重要施策として位置付けられている。

現在、有害鳥獣対策については、飯南町有害鳥獣被害対策協議会において行っているが、捕獲頭数は増加傾向にあるものの、農作物被害については依然として増加して

いる状況にある。また、最近は有害鳥獣が民家周辺にまで頻繁に出没しており、農作物被害のみならず住宅周辺、或いは通学路等における人的被害も懸念されている。このように被害が広域化していることを踏まえ、町民から捕獲については協議会に依存するのではなく地域住民による自主的な捕獲体制を検討したいという声が多数寄せられている。

そこで、新たな有害鳥獣被害防止対策として、比較的、取り組みやすいであろうタヌキ、アナグマの小型動物に限り、本特例を適用し、地域住民一体となった有害鳥獣対策を行うことにより、農作物の被害を抑制し、ひいては農業収益の安定化、耕作放棄地の解消と遊休農地の集積化、さらには地域の活性化を目指したいと考えている。

また、狩猟免許を持たない者が有害鳥獣捕獲に従事するためには、捕獲技術、安全性等が十分に確保される必要があることから、これまで飯南町有害鳥獣被害対策協議会が行ってきた有害鳥獣捕獲対策に加え、地域の住民が一体となって講習会や組織づくりなどに取組むことにより、被害防止方策やわなによる一般住民の事故防止方策について周知が図られることが期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 農業経営の安定

有害鳥獣による農作物被害が抑制されることにより、農業経営が安定し、農業生産額の増加と農家所得の向上が図られる。

### (2) 地域における安心感の創出

地域住民による捕獲体制が整備されることにより、有害鳥獣が住宅周辺等に出没した際、迅速に捕獲にあたることが可能となり、その結果、生息数の減少による出没頻度の減少が図られ、地域に安心感が生まれる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農作物被害が抑制されることにより農業収益が安定し、生産意欲の高まりによる生産量・品質の向上が図られる。また、第1次産業で生産される高品質商品や地場資源に、第2次産業の加工等によって高い価値を付加することにより、本町の推進する「安心・安全」な農作物づくりが期待されるものである。さらには、観光産業などの第3次産業と連携して、新たな飯南町ブランドとしての農産加工品の製造・販売を促進し、6次産業の実現につなげる。

なお、本特例を適用することにより、被害額を毎年15%減少させ、平成25年度の被害額を3,000千円に抑制することを目標とする。

8 特定事業の名称

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 有害鳥獣

イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害を防止するため、防護・捕獲機器の整備を行う。

(2) 鳥獣被害緊急総合対策交付金（国庫補助事業）

イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害を防止するため、防護柵等の整備を行う。

(3) 捕獲従事者への安全教育

町・飯南町鳥獣被害対策協議会により、狩猟免許を有しない従事者に対し安全講習会等を行う。

(4) 飯南町鳥獣被害対策協議会における定例会議

町・飯南町有害鳥獣被害対策協議会にて定期的に会議を開催し、捕獲期間、わなの設置場所、狩猟免許を有しない従事者との連絡体制等を協議する。

(5) 地元住民への周知や説明会

わな設置にあたっては町広報誌、音声告知放送、地元説明会等により周知し、住民の安全確保を図る。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

飯南町において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

網・わなの使用により有害鳥獣捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網・わな猟免許所持者を含めて有害鳥獣の捕獲を実施する場合は、その従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者が含まれることを認める。

### 5 当該規制の特例措置の内容

有害鳥獣（イノシシ、タヌキ等）による農作物の被害を減少させるため、町及び飯南町有害鳥獣被害対策協議会並びに住民が一体となり、タヌキ、アナグマの小型動物捕獲の体制づくりを行うこととしており、その中で安全講習会の開催、飯南町有害鳥獣被害対策協議会による適切な捕獲指導、わな設置に関する周辺住民への周知、事故発生時の緊急連絡体制の整備等、捕獲体制を整備することを検討しており、それにより猟具の安全な使用、捕獲活動の安全性の確保がなされると考える。

また、狩猟免許を持たない従事者への有害鳥獣捕獲許可については、協議会が実施する安全講習の受講を許可要件とすることにより、特区認定後の捕獲実施における安全性は十分確保できる見通しができている。

なお、町と飯南町有害鳥獣被害対策協議会との間では、狩猟免許を持たない従事者が捕獲にあたる場合、同協議会の捕獲隊員が同行し、指揮・監督することについての同意が成立しているため、安全管理体制も確保されると考える。